

男女共同 参画推進本部 ニュース

No.22 2007.4.15



男女共同参画会議（第25回）の開催（内閣広報室提供）

Contents

- P.1**
- 男女共同参画会議（第25回）の開催
 - 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する専門調査会の設置
 - 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に係る数値目標（「2020年30%」の目標）のフォローアップについて
- P.2**
- 男女共同参画推進連携会議（第22回）の開催
 - 第51回国連婦人の地位委員会（CSW）の開催
 - 女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「配偶者暴力防止法の施行状況等について」を公表
 - 「多様な選択を可能にする能力開発・生産学習施策に関する監視・影響調査報告書」を公表
- P.3**
- 「女性のライフプランニング支援に関する調査」を公表
 - 女性の再チャレンジ支援ポータルサイト開設のお知らせ
 - DVD「夢へのパスポート」が完成
 - 男女共同参画フォーラム（佐賀県）の開催
- P.4**
- 「平成18年度女性の活躍推進協議会」を開催
 - 「女性のエンパワーメント国際フォーラム（読売・NVEC女性アカデミア21）」を開催
 - 「女性のための自衛隊1日見学」を実施
 - INFORMATION
 - 「女性関連施設・団体リーダーのための男女共同参画推進研修」のご案内
 - 人身取引対策の根絶に向けて

国内本部機構の活動状況

男女共同参画会議（第25回）の開催

平成19年2月14日、第25回男女共同参画会議が開催されました。

始めに、安倍総理から挨拶があり、女性の活躍は国の新たな活力の源であり、女性が活躍できる基盤づくりを積極的に進めるとの考えが示されました。また、男女共同参画会議においては、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関して本格的な調査審議を進めるなど、男女共同参画社会の実現に向け、その機能を十分に発揮させたい旨が述べられました。

会議では、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する専門調査会の設置や、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に係る数値目標（「2020年30%」の目標）のフォローアップについての意見を決定するとともに、配偶者暴力防止法の施行状況等について、女性に対する暴力に関する専門調査会から検討状況の報告を受けました。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する専門調査会の設置

第25回男女共同参画会議において、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する専門調査会（会長：佐藤博樹東京大学教授）が設置されました。

同専門調査会においては、男女がともに、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動を自らの希望に沿って展開できる社会の実現を目指して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に係る調査検討を行います。

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に係る数値目標（「2020年30%」の目標）のフォローアップについて

男女共同参画社会の形成にあたっては、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大が極めて重要ですが、我が国の状況は、国際的に見ても極めて不十分であり、国が率先して取組を進める必要があります。平成17年12月に閣議決定された「男女共同参画基本計画（第2次）」においては、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大が、重点分野の一つとして挙げられているほか、「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるように期待する。」という目標が盛り込まれるとともに

に、「各分野における指導的地位に占める者の範囲を確定し、定期的にフォローアップを行うこと等を通じ、(中略)目標達成に向けて計画的に取組を進める」こととされました。このため、男女共同参画会議は、平成19年2月、基本計画の目標における「指導的地位」の定義を定め、指標を提示してフォローアップを毎年行うことを期待するとの意見を決定しました。

今後は、この意見を受けて、内閣府において、各省庁及び関係団体の協力を得つつ、毎年1回フォローアップを行う方針です。意見決定の詳細は、内閣府ホームページを御覧ください。

http://www.gender.go.jp/danjo-kaigi/kihon/202030_kaigikettei.pdf

男女共同参画推進連携会議(第22回)の開催

平成19年3月15日、総理大臣官邸において、「男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)第22回全体会議」が開催されました。

同会議には、塩崎恭久内閣官房長官、高市早苗内閣府特命担当大臣(男女共同参画)が出席し、女性の再チャレンジ支援プランの推進や男女の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現など男女共同参画社会の実現の重要性について、それぞれから挨拶がありました。

篠塚英子議長(お茶の水女子大学教授)の進行のもと、ワーク・ライフ・バランスの推進について、日本経済団体連合会や日本女医会等から、政策・方針決定過程への女性の参画拡大について、日本弁護士連合会や日本青年会議所等から、それぞれ報告がなされました。その後の意見交換では、ワーク・ライフ・バランスの定義を明確化し、共通の理解のもとに進めることが必要である等の意見が出されました。

第51回国連婦人の地位委員会(CSW)の開催

第51回国連婦人の地位委員会(CSW)が平成19年2月26日から3月9日まで国連本部(ニューヨーク)で開催され、我が国からは日黒依子日本代表ほか計20名が出席しました。

会合では、我が国を含む各国代表や国連機関、NGO代表等によるステートメントの発表、今次会合の主要テーマである「女兒に対するあらゆる形態の差別及び暴力撤廃」に関するハイレベル円卓会合、「ジェンダー平等の達成における男性及び男児の役割」合意結論(第48回国連婦人の地位委員会)の実施進捗状況の評価に関する対話型専門家パネル、討議等が行われ、女兒の視点が政策立案や事業実施において欠如しがちであり、女兒のニーズへの配慮がより必要であるといった意見が出されました。

また、女兒に関する貧困削減、教育・訓練、健康、

暴力・差別撤廃、人身取引対策等に関する政府や国連機関等の役割について記した「女兒に対するあらゆる形態の差別及び暴力撤廃」合意結論が採択されました。さらに、「女性・女兒とHIV/AIDS」、「女性性器切除(FGM)」、「強制結婚」等の決議が採択されました。



女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「配偶者暴力防止法の施行状況等について」を公表

男女共同参画会議の下に設置されている「女性に対する暴力に関する専門調査会」(会長:岩井宜子専修大学法科大学院教授・副院長)において、「配偶者暴力防止法の施行状況等について」を取りまとめ、平成19年3月14日に公表しました。

報告書は、配偶者暴力防止法の3年後の検討規定を受けて、同法及び関連する施策に関する課題について把握・整理したものです。

具体的内容としては、①保護命令の対象の拡大等(対象となる暴力に脅迫行為を追加、接近禁止命令により電話等による接触を禁止、保護の対象を親族、支援者等に拡大等)、②被害者のニーズに合致したきめ細かな保護・自立支援の充実(自立支援の充実等(母子寡婦福祉資金の貸付制度の利用等)、自立支援のための調整機能の充実及び関係機関の連携・協力の強化、子どもに対する支援体制の充実、被害者の安全の確保等)、③加害者に対する対策の充実(加害者更生のための指導等の実施に向けた調査検討等)、④支援体制の充実等が盛り込まれています。

「多様な選択を可能にする能力開発・生涯学習施策に関する監視・影響調査報告書」を公表

男女共同参画会議の下に設置されている「監視・影響調査専門調査会」(会長:鹿嶋敬 実践女子大学教授)において、「多様な選択を可能にする能力開発・生涯学習に関する監視・影響調査報告書」を取りまとめ、平成19年3月30日に公表しました。

少子高齢化等が進む中、多様な人材の育成が不可欠であることから、報告書では、家庭の状況に応じて働き方の変更を余儀なくされるなど、女性に特徴的な事情やライフステージごとのニーズを整理し、効果的な能力開発・生涯学習施策の実施を求めています。

特に①子育て等による就業中断期の存在を考慮した家庭でのeラーニング等の活用や、時間や場所に配慮した能力開発機会の提供、②子育てや地域活動経験等から培われる能力を職業能力につなげるための方策、③能力開発・生涯学習を就労につなげるためのハローワークや教育機関等との連携の重要性について提言しています。

今後、効果的な能力開発・生涯学習施策の実施に向け関係府省一体となって取組を進めてまいります。

「女性のライフプランニング支援に関する調査」を公表

内閣府では、「女性のライフプランニング支援に関する調査」を取りまとめ、平成19年4月に公表しました。本調査は、女性のライフプランの希望と現実について把握することを目的とし、結婚や出産時の選択と影響を与える要因に焦点をあてて、30代～40代の女性を対象に実施したものです。

調査結果から、女性の働き方の希望はライフステージに応じて変化する一方、現実には希望するような選択が十分にできていないこと、子育てしながら継続的に働いている人の職場の特徴は、「仕事のやりがい」、「両立支援制度を活用できる雰囲気」、「両立しながら働く先輩の存在」等があること、子育てしながら働くためには、夫には「平日の育児参加」、職場には「子どもの病気や学校行事などのために休みがとれること」などが必要なこと等がわかりました。

また、女性がライフプランをたてる際に必要な支援としては、「勤務先での支援についての情報提供・相談」が最も多くあげられています。

女性の再チャレンジ支援ポータルサイト開設のお知らせ

内閣府では、女性のチャレンジ支援策の一環として、子育て中の女性等の再就職や起業、仕事と家庭の両立のための支援情報を集めたポータルサイト“女性いきいき応援ナビ”を関係省庁等の協力を得て平成19年3月30日に開設しました。

このサイトでは、マザーズハローワーク、ファミリー・サポート・センターや男女共同参画(女性)センターを始めとする国や地方自治体の支援機関や支援担当部局のホームページ600箇所以上を検索できる他、再就職、在宅就業、起業、両



立(子育て・介護)等のカテゴリー別のガイダンスやWebセミナーを参考に支援機関情報の活用方法等を学ぶことができます。

この他、支援機関を利用した女性の再チャレンジ事例や、再チャレンジ初心者向けの「自分を知るチェックシート」などを用意しています。サイトのURLは<http://www.gender.go.jp/re-challenge/>です。

DVD「夢へのパスポート」が完成

全国各地で、元気な女性たちがまちづくり、地域おこしに立ち上がろうとしています。そんな女性たちを応援するため、内閣府は、その取組に対応し、専門家のアドバイザーを派遣してパワーアップを図るとともに、取組の様様をドキュメンタリー・ビデオ(DVD)に収め、ロールモデルとして発信しています。第2弾として、「夢へのパスポート～まちづくりにかける元気な女性たち～」が完成しました。

新潟県上越市、岐阜県郡上市、東京都大田区の皆さんが、アドバイザーの助言を受けながらチャレンジ・スピリッツあふれる奮闘をされており、ドキュメンタリーならではの取組の実感が伝わるDVDとなっております。

男女共同参画を進め、地域を活性化したいと考えていらっしゃる皆さん、必見です。

都道府県、市区町村等に配布予定です。



男女共同参画フォーラム(佐賀県)の開催

内閣府・佐賀県・フォーラム実行委員会は、平成19年3月10、11日の両日にわたり「2007男女共同参画フォーラムinさが」を佐賀県立女性センター「アバンセ」において開催しました。

初日は、県民の皆さんの自主企画によるワークショップ、展示・バザー等が行われました。

二日目は、主催者からの挨拶の後、板東内閣府男女共同参画局長から男女共同参画社会の実現に向けた取組の報告、岩男壽美子慶應義塾大学名誉教授による「広げよう地域へ、男女共同参画の波」と題した基調講演が行われまし



た。その後、「ワーク・ライフ・バランスをめざして」、「地域づくりと男女共同参画」、「市町村における男女共同参画の推進」をそれぞれテーマとした3つの分科会が行われ、引き続き各分科会報告及び全体会が行われました。参加者は延べ約700人と、盛況のうち二日間にわたる幕を閉じました。

「平成18年度女性の活躍推進協議会」を開催

厚生労働省では、ポジティブ・アクション（男女労働者間に事実上生じている格差の解消を目指して、企業が進める積極的取組）を全国的に広く普及するため、経営者団体と連携の下、「女性の活躍推進協議会」を開催しています。平成19年2月20日に「平成18年度女性の活躍推進協議会」を開催しました。

座長である丹羽宇一郎伊藤忠商事株式会社取締役会長をはじめ、日本を代表する企業のトップである委員が一堂に会し、本協議会に関連した活動報告をするとともに、今後の活動の充実のための議論を深めました。

議論の中では、働く女性の活躍状況や、キャリアアップに対する意識等を考察し、意欲と能力のある女性が活躍出来る社会を作るためには、企業トップの決断と実行、そして女性自身の意識改革が欠かせないということなどについて認識を新たにしました。

「女性のエンパワーメント国際フォーラム（読売・NWECA女性アカデミア21）」を開催

国立女性教育会館は読売新聞社と共催で「女性のエンパワーメント国際フォーラム（読売・NWECA女性アカデミア21）」を平成19年2月24日に「産む・産まない各国男女事情一次世代育成に関する国際調査から」のテーマで開催しました。

猪口孝中央大学教授の基調講演後、当会館の中野洋恵研究国際室長が「家庭教育に関する国際比較調査」の概要を説明し、パネルディスカッションでは父親の育児参加やワーク・ライフ・バランスの現状、家族政策等について、牧野カツコお茶の水女子大学客員教授、ホン・ソンア韓国女性開発院研究員、フレデリック・ルプランス仏自治体家族政策課長、ラルフ・ラロッサ米ジョージア州立大学教授が報告し、活発な議論を行いました。その後、猪口教授と船橋恵子静岡大学教授からコメントがあり、男女共同参画社会実現のための父親の育児参加の重要性が指摘されました。

「女性のための自衛隊1日見学」を実施

防衛省は、平成19年3月1日に「女性のための自衛隊1日見学」を航空自衛隊入間基地で実施しました。これは、「気軽に参加できる女性専用のツアー」

として、自衛隊の施設見学などを通じ、普段あまり知ることのない防衛省・自衛隊の施策や活動を理解してもらうもので、本年度で3回目になります。

当日は、ヘリコプターの体験搭乗や、施設・装備品見学、女性自衛官との懇談を行いました。女性自衛官との懇談では、家庭と仕事の両立など、女性ならではのごく身近な会話もあり、参加者からは、「女性自衛官が生き生きと働いている」、「自衛隊が身近になった」などの意見をいただきました。

INFORMATION

「女性関連施設・団体リーダーのための男女共同参画推進研修」のご案内

国立女性教育会館では「女性関連施設・団体リーダーのための男女共同参画推進研修」を以下のとおり実施します。

期 日：平成19年6月13日(水)～15日(金)2泊3日

会 場：国立女性教育会館

主 題：「男女共同参画のための女性関連施設・団体リーダーの役割」

参加者：(1)公立女性会館、女性センター、男女共同参画センター等、女性のエンパワーメント支援、男女共同参画社会の形成に向けた拠点としての女性関連施設の所長、館長等の管理職（在職年数は問いません）50名、(2)女性団体・グループのリーダー50名。

詳しくは事業課0493-62-6711まで。

人身取引対策の根絶に向けて

内閣府は、関係省庁と協力して、人身取引対策のポスターを作成しました。

外国人女性等を連れてきて売春や労働を強要するといった人身取引は、重大な人権侵害であり、国際的な組織犯罪です。我が国は、人身取引の被害者である外国人女性等の受入国となっており、被害者は、私たちの身近にいるかもしれません。人身取引の根絶に向け、私たち一人ひとりの問題意識を高めていくことが必要です。



編集・発行：内閣府男女共同参画局

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

記事に関する問い合わせ先

TEL：03-5253-2111(代) FAX：03-3581-9566

発行日：偶数月の15日発行

インターネットホームページ <http://www.gender.go.jp/>